

未納税引取証明申請書の記載要領

- 1 この申請書は、未納税引取承認番号の異なるごとに別葉として提出してください。
- 2 「酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条第7号から第23号《その他の用語の定義》に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 3 「酒類」の「その他の区分」欄には、次の区分を記載してください。
 - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
 - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
 - (3) 令和8年9月30日までの発泡酒については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条第5項第1号、第2号及びそれ以外の別
 - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 4 「引取」欄には、保税地域からの引取りの際の酒類の品目別、その他の区分の別、容器の容量の別（タンクローリー及びタンカーについては1容器ごと）及びアルコール分別に記載してください。
- 5 「引取」欄の各欄には、次により記載してください。
 - (1) 「A容器の容量」欄には、移出のための輸送容器の種類及び詰口量を、例えば「200 1 詰ドラム缶」、「18 1 詰つば」等と記載してください。
 - (2) 「数量(A×B)」欄には、引取酒類が、例えば原料用アルコール等アルコール分が45度を超える酒類である場合で、容量詰により引き取ったときは、温度15℃のときの数量に換算した数量を記載し、「C15」と併記してください。

ただし、一定容量で詰口されている瓶詰又は缶詰の酒類については、品温を併記する必要はありません。
 - (3) 「比重」欄には、清酒及び合成清酒については日本酒度を、みりん、果実酒、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒及び雑酒（酒税法第23条第5項第2号に該当するものに限る。）については重ボーメ度又は比重を記載してください。
- 6 「移入」欄には、「引取」欄に対応する移入事績を記載し、「比重」欄には、5の(3)と同様に記載してください。
- 7 アルコール分、日本酒度及び重ボーメ度は度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで、比重は小数点第4位以下の端数を切り捨てて第3位まで記載してください。